

平成26年3月定例会

# 宮古地区広域行政組合議会会議録

平成26年 3月20日 開会

平成26年 3月20日 閉会

宮古地区広域行政組合



宮古地区広域行政組合告示第2号

平成26年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年3月6日

宮古地区広域行政組合  
管理者 宮古市長 山本正徳

- 1 期 日 平成26年3月20日（木）午後1時
- 2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場



平成 26 年 3 月 宮古地区広域行政組合議会定例会

平成 26 年 3 月 20 日（木曜日）

午後 1 時開議

議事日程

諸報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 予算大綱説明
- 日程第 4 議案第 1 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 26 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 25 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 7 議案第 4 号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 号 宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例
- 日程第 10 発議案第 1 号 宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定について
- 日程第 11 委員会の閉会中の継続審査の申出について

出席議員（12名）

1番	坂本	昇	君	2番	内館	勝則	君
3番	畠山	直人	君	4番	黒沢	一成	君
5番	中嶋	榮	君	6番	工藤	小百合	君
7番	野館	泰喜	君	9番	松本	尚美	君
10番	坂本	正	君	11番	山崎	泰昌	君
12番	小松山	久男	君	13番	茂市	敏之	君

欠席議員（1名）

8番 宮森 鋭幸 君

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳	君
副管理者	宮古市副市長	山口	公正	君
事務局	局長	田崎	義孝	君
総務課	課長	岩田	直司	君
施設課	課長	鈴木	登志美	君
消防	局長	野沢	浩二	君
消防次長兼消防課	課長	及川	誠博	君
総務課	課長	外館	義博	君
宮古消防署	署長	米澤	秀樹	君
山田消防署	署長	白鳥	定良	君
岩泉消防署	署長	小林	一彦	君

---

◎開 会

- 議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより平成26年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
- 

◎諸報告

- 議長（茂市敏之君） 諸報告を行います。
- 宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第9項及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年度定期監査及び平成25年度一般会計の9月、10月、11月、12月、1月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（茂市敏之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、6番、工藤小百合君、7番、野館泰喜君を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（茂市敏之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は1日間と決定いたしました。
- 

◎予算大綱説明

- 議長（茂市敏之君） 日程第3、予算大綱説明について、管理者の説明を求めます。
- 管理者、山本宮古市長。
- 管理者（山本正徳君） 平成26年3月宮古地区広域行政組合議会定例会が開催されるに当たり、平成26年度当初予算に係る施策の大綱を申し上げ、議員各位並びに圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。
- 当圏域に空前の被害をもたらした東日本大震災から3年が経ちました。この間、当組合では、構成市町村はもとより、岩手県を初めとする関係機関と連携し、適正な一般廃棄物処理及び消防事務の推進に努めてまいりました。これまでの取り組みを踏まえ、平成26年度における当組合の重要課題は、一般廃棄物処理事務におきましては、放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理、ごみ焼却施設基幹改良事業の実施、ごみの排出抑制や再資源化の推進であり、消防事務におきましては、救急業務の高度化への対応、防災力の強化、拠点施設の整備などであると認識をいたしているところでございます。

これら課題に、構成市町村及び関係団体と連携・協力し、積極的に取り組み、宮古広域圏の復興に寄与するとともに、住民サービスの向上に努めてまいります。

それでは、平成26年度における主な事務事業の概要を説明をさせていただきます。

第1に、一般廃棄物処理事務について説明をさせていただきます。

平成24年度の管内のごみの排出量は3万3,444トンで、分別収集拡大前の平成20年度と比較して4,164トン、11.1%の減となっております。1人1日当たりのごみの排出量は962グラムであり、岩手県内の平均923グラムより高い水準となっております。このことから、循環型社会の形成に向け、住民、事業者と連携・協力して、ごみの分別を推進し、減量化や再資源化を図ってまいります。また、平成25年度に策定した一般廃棄物処理施設の長寿命化計画では、老朽化した施設、機器類の診断を実施し、設備の更新、修繕の判断を行い、適切な運転管理と定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の維持コストの低減を図ることといたしております。平成26年度は、長寿命化計画をもとに、平成27年度、28年度に実施するごみ焼却施設基幹改良工事の請負業者を選定いたしますが、競争性と透明性が高く、公正、公平性が確保され、総合的に品質・経済性にすぐれた工事が施工されるよう、総合評価方式により選定をしております。

災害ごみの処理につきましては、当組合が岩手県から処理を委託されておりました可燃系災害廃棄物は、平成23年度から平成25年度までの3カ年で1万5,500トン、不燃系災害廃棄物は、平成24年度、平成25年度の2カ年で8万2,586トンを受け入れをいたしました。岩手県が計画しておりました当広域圏の災害廃棄物を平成25年度末までに処理するという目標を達成することができた一助となったものと確信をいたしております。

一方、福島原子力発電所事故の影響により、宮古市、山田町、岩泉町に保管されている放射性物質に汚染された牧草、ほだ木等の農林業系副産物の処理につきましては、昨年2月に試験焼却を行い、安全性を確保し、7月から本格焼却を実施してまいりました。平成26年度におきましては、残っております2,200トンについて、生産者が一日も早く事故前の営みに戻れるよう、焼却管理、最終処分場の水質管理を適正に実施しながら、安全に処理をしております。

次に、各施設の管理状況について説明をさせていただきます。

初めに、清掃センターの管理についてでございます。

平成24年度の管内の可燃ごみの量は2万4,367トンで、前年度とほぼ同量の搬入量となっております。清掃センターは、稼働後19年が経過し、老朽化が著しいことから、先ほど申し上げましたとおり、平成26年度には主要な設備・機器等の保守整備を行うとともに、基幹改良工事の業者選定を行ってまいります。

次に、埋立処分地の管理、運営についてでございます。

平成24年度の管内の不燃物の搬入量は1,624トンであり、平成23年度より52トン、3.3%の増加となっております。増えた一因は、震災後中断しておりました構成市町村の清掃活動による増加が影響しているものと考えております。埋立処分地は、農林業系副産物の焼却処理による焼却灰の埋立処分を継続して実施することから、施設管理基準に従い、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、リサイクル施設の管理運営についてでございます。

平成24年度の管内のリサイクル量は5,957トンで、リサイクル率は18.8%となっており、平成23年度に比較して168トンの増、0.4%の微増となっております。このことは、震災前の生活や営みに戻り始め、分別の意識が戻ってきたものと考えております。平成26年度は、資源物の安定した処理を行うため、ペットボトル減容機等の機器整備を実施しながら、施設の維持管理に努めてまいります。

最後に、衛生処理センターの管理運営についてでございます。

平成24年度の管内のし尿及び浄化槽汚泥搬入量は4万8,906キロリットルで、平成23年度より1,473キロリットル減少いたしております。管内のし尿処理量は、浄化槽汚泥処理量が汲み取りから合併浄化槽への移行、仮設住宅の合併浄化槽設置などにより、一時的に増加する傾向にはございましたが、全体のし尿処理量は減少していくものと考えているところでございます。

宮古衛生処理センターは、稼働後25年が経過をいたしており、平成28年度、29年度の2カ年で基幹改良工事を予定していることから、施設・機器の重要度や優先度を判断し、設備の保守点検を実施し、適正な施設管理に努めてまいります。

第2に、消防事務について説明をさせていただきます。

消防を取り巻く環境は、急速な技術革新や情報化、さらには高齢化などの進展により、消防行政全般にわたって積極的な対応が求められております。また、昨年は台風の相次ぐ上陸を初め、局地的な豪雨や竜巻などによる災害が全国各地で頻発し、地域における防災力強化がますます求められているところでございます。当組合では、このような状況を踏まえ、あらゆる災害に備えて消防活動を強化するとともに、救急業務の高度化、火災予防行政の推進、人材育成の充実、消防施設整備などによる総合的な施策を推進してまいります。

それでは、消防防災業務の施設ごとの要諦を説明をさせていただきます。

まず、救急業務の高度化についてでございますが、平成25年の救急件数は3,790件、搬送人員は3,577人で、前年と比較して、件数で9件の増、搬送人員で33名の減となっております。これらの救急需要に的確に 대응するため、引き続き高度な救命処置を行える救急救命士を養成するとともに、メディカルコントロール体制の充実強化を図ってまいります。また、住民を初め、事業所や学校などに対して、応急手当ての知識と技術を広く普及するなど、地域全体で救命率の向上に取り組んでまいります。

次に、火災予防行政の推進についてでございますが、平成25年の火災件数は36件で、前年より2件の増となっております。今後におきましても、防火対象物、危険物施設への予防査察を計画的に実施し、安全管理体制の徹底を指導するとともに、住宅火災による死傷者を防ぐため、消防団や婦人防火クラブ等と連携を図りながら、一般家庭に対する防火指導や住宅用火災報知器などの設置、維持管理の指導に努めてまいります。

次に、人材育成の充実についてでございますが、組合発足時に採用された職員の退職時期を迎え、これらの職員が長年の経験により培ってきた災害現場における知識や技術の継承に努めるとともに、消防大学校や岩手県消防学校などでの職員研修を行い、人材育成の充実を図ってまいります。

次に、消防施設整備についてでございますが、平成26年度には、拠点施設の安全性、

信頼性の確保を図るため、宮古消防署の車庫シャッターの修繕、新里分署の庁舎耐震診断を行うほか、老朽化の著しい消防通信指令システムの改修などを行います。消防車両につきましては、災害現場における過酷な使用形態を考慮し、適正な整備や点検を実施し、機能の確保に努めているところでございます。平成26年度には、宮古消防署の指令車及び岩泉消防署の高規格救急車を更新整備し、消防活動の充実強化を図ってまいります。

以上、宮古地区広域行政組合の平成26年度の主な施策につきまして説明をさせていただきました。構成市町村の厳しい財政状況の中、行財政運営の簡素化、効率化を図りながら、事務事業を計上したところでございます。平成26年度の一般会計当初予算額は28億5,228万4,000円となり、前年度に比較して3億5,257万9,000円、11.0%の減となったところでございます。何とぞ議員各位のご理解とご協力をお願いするとともに、平成26年度予算案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、予算大綱の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

---

**◎議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについて**

○議長（茂市敏之君） 日程第4、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたしますので、議案集の1-1ページをお開き願います。

本案は、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する暇がないことから、平成26年1月28日付で別紙のとおり専決処分したことから、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

平成26年3月20日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

専決処分の内容についてご説明いたしますので、1-2、1-3ページをお開き願います。

現在、岩手県市町村総合事務組合で事務を共同処理している岩手中部広域水道企業団が、本年3月31日をもって解散することから、同日をもって脱退させることの協議及び平成26年4月1日に岩手中部水道企業団を加入させ、下記に掲げる事務を共同処理することの協議、並びに岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、専決処分したものです。

以上が議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについての内容でございます。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより、議案第1号に対する質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。  
これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについては原案どおり承認されました。

---

#### ◎議案第2号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（茂市敏之君） 日程第5、議案第2号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案第2号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計予算についてご説明いたしますので、予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,228万4,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、3ページの第2表地方債のとおりとするものでございます。

第3条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用について定めるものでございます。

平成26年3月20日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、議会運営等に要する経費で、1節報酬から

14節使用料及び賃借料まで、合計176万6,000円の計上で、前年度に比較して2万2,000円の増額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員9名分の人件費及び事務局の業務全般に要する経費で、1節報酬から19節負担金補助及び交付金までの合計8,122万6,000円の計上で、前年度に比較して844万7,000円の減額でございます。主な減額の理由は、退職手当負担金の率の改定により、職員手当等が減になったことによるものです。14ページ、15ページをお開きください。

2款1項2目公平委員会費は、県への事務委託料で、前年度と同額の4万4,000円の計上でございます。

2款2項監査委員費、1目監査委員費は、1節報酬から12節役務費まで合計34万8,000円の計上でございます。前年度比2,000円の増額でございます。

3款衛生費、1項保健衛生費、1目環境衛生費は、前年度と同額の9,000円の計上で、旧食肉処理センターの建物保険料でございます。

3款2項清掃費、1目清掃総務費は、宮古市きれいなまち推進室の水道料金及び構成町村のごみ収集運搬に要する経費で、11節需用費、13節委託料の合計1億4,602万円の計上でございます。前年度比357万7,000円の増額で、増額の理由は、ごみ収集運搬委託料積算単価の増によるものです。

3款2項2目ごみ焼却施設費は、職員4人分の人件費及びごみ焼却施設の管理運営に要する経費で、1節報酬から16、17ページの27節公課費までの合計3億7,911万4,000円の計上でございます。前年度比1,167万2,000円の増額で、主な増額の理由は、燃料費、電気料金、修繕料の増額のほか、事業者選定アドバイザー業務委託料を計上したことなどによるものです。事業者選定アドバイザー業務は、平成27年度、28年度に施工予定の宮古清掃センターの基幹改良事業を実施するに当たり、事業者を選定するための発注仕様書などの関連図書作成業務等を委託するものでございます。また、事業者選定に当たっては、契約金額のみならず、事業者の技術力を確保するため、総合評価落札方式を採用いたします。これらの審査を行うための委員会を別途設置いたしますので、委員会等運営に要する報酬などの関連経費を計上しております。

なお、事業者選定アドバイザー業務委託料につきましては、特定財源として循環型社会形成推進交付金事業費補助金366万6,000円を充当いたします。

3款2項3目埋立処分地施設費は、職員1人分の人件費及び最終処分地の管理運営に要する経費で、2節給料から18、19ページの27節公課費までの合計1億361万3,000円の計上でございます。前年度比1億176万7,000円の減額で、主な減額の理由は、最終処分地への災害廃棄物受け入れが平成25年度に終了することに伴い、整備費用等が減になることによるものでございます。

3款2項4目し尿処理施設費は、職員2名分の人件費及びし尿処理施設の管理運営に要する経費で、2節給料から27節公課費までの合計2億354万1,000円の計上でございます。前年度比329万6,000円の減額で、主な減額の理由は、職員1名の減による人件費及び修繕料の減などによるものです。

3款2項5目汚泥混焼施設費は、施設の管理運営に要する経費で、11節需用費から13

節委託料までの合計1,817万9,000円の計上でございます。前年度比437万7,000円の増額で、主な増額の理由は、燃料費、電気料金の増などによるものでございます。

3款2項6目リサイクル施設費は、職員1人分の人件費及びリサイクル施設の管理運営に要する経費で、2節給料から20、21ページの27節公課費までの合計8,314万8,000円の計上でございます。前年度比822万8,000円の減額で、主な減額の理由は、人件費の減及びホイールローダーの購入が終了したことによる備品購入費の減によるものでございます。

3款2項7目農林業系副産物処理事業費は、東京電力福島原子力発電所事故に由来する放射性物質に汚染された牧草、ほだ木等の処理に要する経費で、4節共済費から14節使用料及び賃借料までの合計1億11万2,000円の計上でございます。

なお、特定財源として、放射性汚染廃棄物処理加速化事業費補助金4,505万円を充当いたします。

次の災害ごみ処理事業費は、前年度までは岩手県からの委託を受けて、災害ごみ処理経費を計上しておりましたが、平成25年度で事業が完了することから、廃目とするものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、消防職員189名分の人件費及び消防救急業務等に要する経費で、2節給料から、24、25ページの27節公課費までの合計15億7,553万5,000円の計上でございます。前年度比1億3,378万3,000円の減で、主な減額の理由は、職員4名の減及び退職手当負担金の率の改定による職員手当等の減などによるものでございます。

4款1項2目消防施設費は、施設及び車両等の整備に要する経費で、11節需用費から18節備品購入費まで合計7,630万円の計上でございます。前年度比4,087万円の減で、主な減額の理由は、消防庁舎及び消防車両整備費の減などによるものでございます。平成26年度の整備内容でございますが、宮古署関連では、車庫シャッター修繕、指令室の修繕のほか、消防指令車1台を購入いたします。新里分署では、庁舎の耐震診断業務委託を行います。岩泉署関連では、高規格救急自動車1台を購入いたします。田野畑分署関連では、通信設備移設工事を行います。

なお、消防指令車の購入に当たり、特定財源として消防施設整備事業債670万円を充当いたします。

5款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目衛生施設災害復旧費、15節工事請負費、同じく2項その他公共・公用施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費、15節工事請負費は、いずれも整理科目でございます。

6款公債費、1項公債費、1目元金、23節償還金利子及び割引料は7,612万2,000円の計上でございます。前年度比1億699万3,000円の減額で、減額の理由は、平成10年度借り入れのし尿処理施設に係る起債元金償還が平成25年度で終了したことによるものでございます。

同じく、2目利子、23節償還金利子及び割引料は520万5,000円の計上でございます。前年度比115万6,000円の減額で、減額の理由は、先ほど申し上げました、し尿処理施設に係る起債償還が終了したことによるものでございます。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費は、前年度と同額の200万円の計上でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、6 ページ、7 ページにお戻りください。

なお、歳出でご説明したものについては説明を省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金は27億2,830万1,000円の計上で、前年度比1億3,604万9,000円の減額でございます。

内訳でございますが、1 節総務は8,459万7,000円で、前年度比844万1,000円の減額でございます。2 節衛生は9億5,323万6,000円で、前年度比352万2,000円の減額でございます。3 節消防は16億9,046万8,000円で、前年度比1億2,408万6,000円の減額でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節総務は、収入見込みにより、土地等使用料49万円の計上でございます。

2 款2 項手数料、1 目衛生手数料は、収入見込み等により、1 節処理業許可、2 節ごみ処理、3 節し尿処理の合計4,551万4,000円の計上でございます。

2 目消防手数料は、収入見込みにより、1 節危険物取扱許可、2 節諸証明の合計100万5,000円の計上でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金、1 節廃棄物処理施設は、収入見込みにより366万6,000円、2 節放射性物質対策は、収入見込みにより4,505万1,000円の計上でございます。内容につきましては、歳出の項でご説明いたしましたので省略させていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目消防費県負担金、1 節派遣職員人件費は、岩手県防災航空隊派遣職員の人件費負担金674万1,000円の計上でございます。

4 款2 項県補助金、1 目衛生費県補助金、1 節衛生費補助金は整理科目でございます。

次の衛生費委託金につきましては、前年度までは岩手県からの委託を受けて災害ごみの処理に係る委託金を計上しておりましたが、この委託処理が平成25年度で完了することから、廃目とするものでございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地貸付は、交通安全協会敷地貸付料で、36万円の計上でございます。

5 款2 項財産売払収入、1 目物品売払収入、1 節物品売払収入は整理科目でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金は整理科目でございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

7 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目組合預金利子、1 節組合預金利子は、収入見込みにより5万円の計上でございます。

7 款2 項雑入、1 目雑入、1 節雑入は、収入見込みなどにより、資源物売却代金など合計1,440万2,000円の計上でございます。

8 款組合債、1 項組合債、1 目衛生債、1 節ごみ焼却施設は整理科目でございます。

2 目消防債、1 節消防施設670万円は、歳出でご説明いたしましたので、説明を省略

させていただきます。

以上、歳入歳出それぞれ28億5,228万4,000円の計上で、前年度と比較いたしまして、歳入歳出それぞれ3億5,257万9,000円の減でございます。

付表といたしまして、27から30ページまで給与費明細書を、31ページには地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上が平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入及び歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。質疑のある方は、予算書もしくは説明資料のページ数をおっしゃってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 3点、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

予算書の20、21ページ、3款2項6目の13節委託料の除雪業務委託料が15万2,000円、額は小さいんですが、まずこの除雪の委託先、それと除雪場所について説明願います。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） まず、委託先でございますが、施設を管理してございます業者に委託しております。除雪の範囲は、行政組合敷地内でございます。県道の境から最終処分場までの敷地全部ということになります。

以上です。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） そうしますと、リサイクル施設を委託している業者をお願いをしているということですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 今、除雪を委託しておりますのは、ごみ焼却施設、最終処分場を一括で委託している業者でございます。リサイクルセンターにつきましては、別になってございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） そうしますと、業者委託をしないとこの除雪作業が、今、先ほど説明があった箇所についてはできないということですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 現在の職員の中では、重機等運転できる者がおりませんので、ここにつきましては委託しております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 最終処分場に重機があるように私は理解するんですが、その重機

があっても対応できないということなのか、それとも、その範囲、敷地を越えて運転をする方がいないという意味でしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 委託の業者をお願いしてございます。車両につきましては最終処分場で、組合が所有します重機がございしますが、それにつきましても、全部委託業者のほうに貸し付けしているものでございます。組合の採用職員の中に、重機を運転できる者がいないということで、委託業者のほうに除雪をお願いしているものでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） なるほど。この除雪は、今期大変苦勞した部分かなというふうには思いますけれども、こういう、いわゆる保有している機械を使って、その機械を使ってやっていると。これについては、あくまでも人件費のみという理解でいいですか。はい、わかりました。

それでは、この委託料に絡んでなんですけれども、何回かこの場で、要請というか、いわゆる地元でできる業務についてですね、委託業務、これについての対応を早急ということで、提案を含めてさせていただいているんですが、25年度の検討の結果、検討の経過というんですかね、その辺はどのようなようになっておられますか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この委託につきましては、松本議員より何度かご意見等いただいている部分でございます。現在、施設を委託しておりますのは、ごみ焼却施設、最終処分場、し尿処理施設等を一括で委託しております。この委託につきましては、平成24年度から3年間の長期継続契約ということで、26年度いっぱいでの契約が終了いたします。したがって、次年度、27年度以降につきましては、その辺を再度調整といたしますか、確認しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 26年度中には、その、どうできるか、対応がどうできるかということをご具体化していくということですが、この26年度のいつの時期までですか。年度いっぱいだと、当然27年度の当初、4月1日スタートということになりますと、委託契約を結ぶための入札なり、そういった部分がそれよりも早い時期というふうに思いますね。そうしますと、応札をしたい、またそれに対応したいという事業者が、その条件といいますかね、要件によっては準備という部分が当然出てくるだろうと思うんですね。検討する、またはその検討した結果、それに対応するように、期間というものが当然私は必要になるというふうに思うんですね。その期間というものの設定というののどのように考えていますか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これにつきましても、予算が伴うこととございますので、大体、組合の予算編成というので10月、11月になるのかなというふうに思っております。ですので、大体そのあたりを目処に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

- 総務課長（岩田直司君） 今の施設課長の回答に補足ですけれども、行政組合の委託をする際には、各市町村の指名業者ということになっておりますので、その業者登録が1月から12月ごろに行われますので、それ前にはきちんとお示しができるような形にはしたいというふうに考えております。
- 議長（茂市敏之君） 松本議員。
- 9番（松本尚美君） 通常のパターンと当然違うというのはそのとおり、理解をしていただいた上でのお答えだと思うんですね。何ら、この地元参入、要するに地元の事業者が参入できる可能性を拡大するとなると、私はそれなりの一定期間を、やはり周知期間を含めて、確保する必要があると、そのように思うんですね。もちろん指名登録というような部分も関連はしますけれども、それら含めてですよ、トータル的な、やはりスケジュールというものが、私は一定期間、それぞれ余裕を持って設定をする必要があるというふうに思うんですね。そこら辺の配慮が、今お聞きする範囲の中ではないと言わざるを得ないんですね。イコールとは言いがたい部分あるとは思いますが、私の理解では、今の説明は、イコール地元参入なり新規参入を促すという意味が感じられない。そのように思うんですが、管理者はどのように考えておりますか。
- 議長（茂市敏之君） 管理者、山本宮古市長。
- 管理者（山本正徳君） 今、それらも含めて、地元業者が入れる可能性があるのかどうか、やれるのかどうかですね。それから、どの程度やれるのかも検討しながら、今松本議員がおっしゃったように、その何か、つくったんだけど、地元業者がそこに参入できなかったというようなことがないような工程を組みながらやらせていただきたいというふうに思っております。
- 議長（茂市敏之君） 松本議員。
- 9番（松本尚美君） ちょっと踏み込んだお答えだったと思うんですが、前回と余り変わらないような雰囲気もありますね。ですから、やはり、もう既に私は検討は具体的に始まっていてしかるべきだと、そこを指摘したいですね。ですから、そういった意思がちょっと感じられないということになります。新年度当初から、予算が伴う云々は、これはまた別途の話であって、予算はどの事業者が委託を受けようとも、これは事業は継続するわけですから、そのことと直接私はリンクをしないというふうに思っていますので、ぜひ、ぜひというか早くこれは示すべきだということを指摘をしたいと思います。
- それから、14、15ページになりますが、3款1項1目の環境衛生費の中での役務費9,000円、保険料ですね。これについても、先ほど説明いただいて、何回かやり取りしておりますが、食肉処理場、いわゆると殺場ですね、これの、どうするかという部分の検討、現時点での検討の状況、説明願います。
- 議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。
- 事務局長（田崎義孝君） これにつきましても、昨年度の議会で松本議員からもご指摘があったというふうに聞いております。あの施設につきましては、ご案内のとおり、なかなか新たな活用策が認められないということもございます。それから、議員からの指摘もあるというふうなことも踏まえまして、当組合の参与会でお諮りして、基本的に解体すべきだろうというふうな方向になっております。一方で、多額な解体費がかかる、

解体費は仕方がないとしても、まだ補助の期限内といいますか、補助金の返還が懸念されるというふうな状況もございます。そうしたところで、なるべく有利に解体したいというふうなことで、現在、県と協議をしているというところでございます。最終的に補助金返還なりの判断をするのは、つくば市にある森林総合研究所というふうに聞いておりますので、直接そこに持っていく前に十分他の施設の状況等を収集しながら、なるべく有利な方法で解体を進めたいということで、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 資料をお持ちでしたら、25年度末でこの補助金の返還、もし解体するとすれば幾ら返還する必要があるのか、これ最終的にはわからないにしてもですね、お知らせください。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この検討する中で、昨年の7月の段階での残存価値価額を算定してございます。その時点では、約6,500万円ほどの残存価額があるということでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） この6,500万円イコール、その返還をという理解ですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） そのとおりでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 事務局長が一定時間といいますか、一定期間をまだ必要だと、欲しいという今のお話ですが、その目安とすれば、どうです。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 先ほどお話ししたように、森林総合研究所というつくば市にある組織でございます。この組織がどういう判断を示すかわからないということがございますので、まずは同じように、昔の農用地開発公団がつくった施設で、現在休止している事業所、施設等が相当数あると聞いておりますので、そういう部分、県の協力を得ながら、情報収集をして、なるべく補助金返還をしない方向で、そしてなおかつ、ただいま補助金返還の額のご質問がありましたけれども、解体費の部分についても、もう少し詰めなきゃならないと思いますので、その、いつまでにというふうなご質問ではございましたが、なるべくそこら辺の検討期間短くしたいとは思いますが、もう少し時間をいただきたいということでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 昨今は、国の判断、補助事業ですか、判断も、補助事業に対しては、返還を含めて変わってきているのではないかなというふうに私は思っているんですけども、具体的に、今先ほど森林総合研究所、つくば市にある、ここが最終的に判断するということですが、もう聞いてみればいいんじゃないですか。なぜ聞かないんですか。聞いてはいるんですか。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 先ほど予算の部分でもご説明いたしましたけれども、今後、施設、先ほどごみ焼却施設、し尿処理施設の基幹改良というふうなお話もいたしました。今後、大型事業が出てきますので、相当関係市町村の負担も大きくなるということで、なるだけその部分の負担を少なくしたいというふうなこともございます。直接聞いてみればいいというお話ではございます。そのとおりなのでございますけれども、話をした結果、いわゆる、何と申しますか、後戻りできないというか、不利な条件のままで話が進められても困るなという部分もございます。そういう部分もあって、もう少し資料収集等の時間はいただきたいというふうに思います。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） いや、局長は何か矛盾したことを言っているような気がするんだけれどもね。聞いた結果不利になるということは、私はそんなことはあり得ないと思うんですよ。むしろ、県と相談するというのはわかりますよ。似たような類似施設が県内にあってですよ、県も関与した事業展開がされていたということであれば、それはトータルの話にはなるかもしれません。ただ、これを判断するにも、やはりそれがどうなるかという部分もポイントになっているわけでしょう、補助金の返還、額についても。だとすれば、これは早く、どうなのかということを確認をしたほうが、私はいいんではないのかなと、またそうすべきだと思うんですね。ずるずるこのまま、じゃ誰が判断するのかと、最終的に問い合わせる。問い合わせをしないまま引きずって、この状況が続くということは、私はちょっと好ましくないし、あってはいけないというふうに思いますね。ですから、もっとはっきり今時点でこうだと、こうだということがしっかりベースで、情報としてなければならぬんじゃないでしょうか。なぜそこを避けるのか。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 今、議員のお話にもありました、あれが県との関連あればというお話でありましたが、ちょっと説明不足の部分があるんですが、あの施設は、県が造ったものを広域で受けたという施設ですので、県のほうにも補助金返還の可能性が生じていました。それで、県の宮古の農林センターを窓口で、昨年上半期と下半期に2回ずつ協議をして、やはり、県でもあの施設が地域にとって解体後に有効活用できるのであれば、補助金返還は必要ないかもしれませんが、ただ壊すだけでは補助金の返還の可能性があるので、ちょっと県の内部でももう少しまかせてほしいというふうな話もいただいておりますので、その部分が説明が不足した点をおわびしながら、回答させていただきます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 県とそこまでやり取りしているというのは今説明聞いて理解しました。やはり、間違いなく、これはどなたかが、その森林総合研究所の方が、担当の方が来ていただいても、県の担当が見ても、組合の担当が見ても、どなたが見てもあれを生かすという方法は、私は100%あり得ないと思いますよ。ですから、やはり、先送りすることなく、財政負担を平準化したいという部分は理解はしますから、ただ、そういった筋道は、これは早くつけるべきものというふうに思います。解体費用についても、確かに幾らかかるかも、やはり積算しないとわからないですね。ですから、実際に解体

すれば幾らかかる、それは今は非常にちよつとこう、人件費も含めて工事費、積算をはかっていますよね。ですから、どの時期にやるかというのは確かにそのとおりかもしれませんが、いずれ、解体するとすれば幾らかかるかという調査も、これもつかまないと判断できないですよ。だから、その積算する部分を、調査する部分をいつやるのかと、これを明確にやはりするべきだと。できれば、もう新年度にそういったものをやるべきだというふうに思うんですが、当初予算には盛り込まれていません。場合によっては補正対応するとか、何かそういった方法で、早く数字はつかむということが必要だと思われませんが、管理者、どうでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 管理者、山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） これは、我々広域行政組合だけの問題じゃないので、県との詰めをもう少ししっかりして対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） 14、15ページです。

3款2項1目13節委託料、町村は入っているんですけども、ここに市が含まれないのはなぜなのか、ちよつとお聞かせください。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 宮古市は、ごみ収集に関しては市の事業として行政組合のほうから撤退をしておりますので、宮古市の収集委託料はここには載っておりません。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） 今のその撤退というのは、広域に来て、これも初めてご質問したわけですけども、それでは、広域の組合、存在ということはどこにあるんでしょうね。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この一般廃棄物収集運搬の業務につきましては、組合設立当時は宮古市も加入してございました。本来、この一般廃棄物、特にごみにつきましては、市町村の事務であるという部分、この間、減量等、リサイクル等が法律制定されてきて、独自の施策度というのはかなり重要視されてきております。その中で、宮古市につきましては、独自で収集方法等を見据えて、減量等取り組むんだということで、組合のほうからは抜けております。独自に宮古市で収集計画等を作成いたしまして、今現在に至っているわけでございます。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） ちよつと今の答弁だとどうも納得がいきませんよね。今の答弁だと、広域行政で行っている施策よりも市の施策のほうがすぐれていると、こういうふうな受けとめ方ですよ。だったら、こういう連合を組むのならば、組合を組むのならば、協議の上、よりよいものを求めていくのが筋道だと思いますけれども、その辺の他市町村、この組合と宮古市と、対話はあったんでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 当然、一般廃棄物、このもととなる計画と申しますのは一

般廃棄物基本計画、並びに処理計画というものになります。本来であれば、本来というか、そもそもその計画というのはそれぞれの市町村が計画制定するものでございます。それを受けて、組合がそれを、それぞれの市町村の収集計画に基づいて廃棄収集されるごみを、組合はそれを計画に従って処理処分していくという形になりますが、現在は、今の町村、宮古市さんを除いた山田町さん、岩泉町さん、田野畑村さんにつきましても、それぞれの町村で収集計画を定め、それに沿って私どものほうでその処理計画を策定しているということでございますので、形としては変わっていないというふうに思っております。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） ちょっと争点が違うんですね。だから、各市町村で独自に施策を決めてもいいですよ。ただし、今リサイクルの話が出ました。これに関しては、宮古管轄統一されているはずですね。私のほうの町はたしか宮古のほうからの、宮古の広域の名前で分別表みたいなのが出ていますよ。そこを考えると、やはり、一体になってやったほうが、現在ある施設も、数としては変わりはないんでしょうけれども、こういう組合をつくっている限りは、それなりのスケールメリットはあるはずなんですから、そこを生かすような工夫が私は必要だと思うんですよ。その辺についてはどうでしょう。ただ宮古市はこうだからっていう部分じゃなくて、ある程度のすり寄せは必要だと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 今の収集から処分までの計画につきましては、いわゆる構成市町村、宮古市も含めての中で計画された処理でございますので、今議員さんがおっしゃられる部分は、そこまではある程度まとまった形で今進めていると思っております。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） では、逆説的に聞きますよ。じゃ、ここの清掃総務費の委託料、これは、もう徴収もしないで、各町村からも集めないで、こういう委託料も払わないで、じゃ単独でやりなさいと言っていることと同じだと思うんですけども。違いますか、理屈は。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 現在の収集運搬の委託の構成につきましては、負担金をいただいで運営しているわけなんですけど、負担金は、ここの町村の収集運搬に関しては100%でございます。ですので、それぞれの市町村さんで収集計画を出されて、ここに載っています予算につきましても、それぞれの町村さんから出されてきた予算をそのまま計上しております。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） その理屈はもう重々わかるんです。だから、そういうふうな部分を言うんだっつらば、改めてここに、この予算書にのせる必要はなくて、各町村で、じゃやりなさいと言っても、何もさわりはないと思うんですけどもということですよ。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これは、それぞれの市町村さんで廃棄物条例をお持ちかど

うかということにかかってまいります。多分町村さんのほうでは廃棄物条例をお持ちではないと思います。組合が一括で定めておりますので、宮古市さんは単独で廃棄物条例を持っておりますので、その中でやっておりますので、そういった、もしそういった、それぞれの市町村さんに戻すと、返すということになれば、それぞれの市町村さんで条例を制定していただくということになるかと思えます。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） 済みません。じゃ、今の理屈でわかりましたんで、ちょっと後学のために、この宮古市さんがこれの、ごみ収集の参加した時期と、あと、いつ抜けてこういう状況になったかというのを1点、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） お答えします。

行政組合が消防と発足したときには、宮古市も一緒に行政組合のほうで収集をしておりましたが、平成10年に、宮古市は独自でその条例をつくって、ごみ収集運搬に関しては宮古市のほうですということ、平成10年に宮古市の収集運搬のほうは宮古市のほうの業務ということで分けました。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） それは終わりました、次は、予算に関する説明書のほうでちょっとお願いします。

11ページになります。

衛生費です。これも1目の清掃総務費です。宮古市環境課きれいなまち推進室水道料、ここが市の課の名目を出ているんですけども、これを広域で支払っているということをちょっと教えてください。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） これは、清掃工場に上がってくる左手のところに、宮古市の収集をする環境課の事務所、あと作業員の詰所がありますけれども、その水道料がうちの水道を使っておりますので、この水道料については、宮古市に100%負担をさせていただきますけれども、メーターの関係が行政組合ですので、ここのほうの歳入のほうにあらわれているという形です。歳入のほうでは、100%これは宮古市の負担になっております。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

1番、坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 3点ほどお伺いしますが、まず16、17ページの13節委託料、17ページの13節委託料で、事業者選定アドバイザー業務委託料というのが1,100万円ございます。その業者を委託するための業者を選ぶ委託料というのは余り聞きなれない言葉なので、ここのところを説明をお願いします。ということは、27年、28年の清掃センターという説明ありました。そうすると、この業務委託をする総予算的なのはどれぐらいだから、業者選定をするためのアドバイザーが1,100万円かかるというのが出てくるかと思うんですが、そのところのご説明をお願いします。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これにつきましては、先ほど来説明しておりますが、27年、28年にごみ焼却施設の基幹改良工事を予定しております。午前中の全協の中では、それに踏まえまして長寿命化計画というのを説明したところですが、その中では、約、事業費が25億円ということで、この25億円というのは消費税等抜きで、算定が24年度を基本としておりますので、実際に携わるときでももう少し割高になるのかなというふうには思っています。この工事をする場合、請負業者を選定する、業者を決定する部分で、総合評価入札方式というのを予定しております。この事業を来年度、26年度に実施するわけなんですけど、この中では、まず最終的には、希望する業者から見積書、あとは設計書、あとはそういった仕様書等ですね、組合が出しました仕様書に合った形の業者の案を出していただいて、それらを委員会等で評価しながら業者を選定するというものでございます。それに、そこの業者選定の委員会と、あとその関係書類等の作成等もコンサルに委託しようとするものでございます。

○議長（茂市敏之君） 1番、坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 通常、この入札なんかをする場合に、指名業者を選定する場合は、一般的であれば、自治体のほうでこういう具合で、仕様書をつくるのも業者を選定するものというようなのは、なんですけど、ここの場合は、25億円もするということと、その清掃センターという、ただ、今までも清掃センターというのは委託をしていたわけですから、その総合評価するためだけで1,000万円必要だということになるということから、これで理解をせざるを得ないことということですかね。ではそうさせていただきますが、はい。ちょっとそういう部分でした。

では、2点目ですが、20ページで、常備消防で1億3,300万円、前年度比減になっていきます。4名の減ということなんですけど、その4名にしては、1億3,300万円は大きいなということで、どこの部署の方々が、各地区だと思えますが、それが減になっているのかということと、それから、退職金が19%から4.9%一気に減っているわけなんですけど、ここの1億3,300万円についてのご説明をお願いします。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 常備消防費の人件費の減でございますけれども、これにつきましては、現在職員が192名でございます。それから定年退職者、それから早期退職者を引いて、来年度9名採用することになります。それで、189名という数字を出しております。

それから、退職手当負担金の減につきましては、これは掛け率が昨年度よりかなり低くなって、その率を掛けたもので大体そのぐらいの減ということになった数字でございます。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） いずれ、この1億3,300万円はその4名分に相当する分、9名減とか、9名の減と4名分のということですね。先ほどのご質問の中で、質問させてもらった中で、どこの部署の分が、トータルで4名減っていますから、どこの分の、例えば岩泉なのか山田なのかというふうなのが、どこの分4名分減るのか、消防長、お願いします。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） その配置の分は、まだちょっとはっきりは申し上げることができませんが、その内訳の部分で、職員が4名減になっていることにつきましての減は、2,303万4,000円ほどでございます。それから、退職手当負担金でございますが、退職手当負担金については、全体で1億941万8,000円の減ということになります。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 補足いたしますけれども、退職手当負担金につきましては、昨年、国の制度改正に伴って、岩手県市町村総合事務組合も制度改定をしました。その際に、これまでの負担金の積み立て額がありまして、その結果、宮古地区広域行政組合は積み立て額が多いということで、1,000分の190から1,000分の49ということで、約4分の1ほど負担金が減りましたので、これは消防に限らず、事務局のほうの分も含めて、1億3,000万円ほど負担金が減っておりますので、職員、消防の職員の減員の分とまた違うものです。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 確認しますが、そうすると、職員の人たちの退職金がこの割合で退職になったときには減るということなんですかね。職員の皆さんが、掛け率が減ったからと。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 退職金の金額については、予算書の30ページのほうに、制度が今変わった率が書いてありますので、この金額でこれから支給されていくということでございます。ちなみに、30ページの最高限度額52.44月とありますが、これは、24年度までの制度ですと59.28月でしたので、6.84月ほど減ってはおりますけれども、当分はこの率で退職金は支払われるということでございます。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 最後に、この、やはり救急の関係で、23ページの19節の負担金です。救急救命研修所というのがあります。この救急救命研修所ということに関連して、管内の救急救命士というのは充足率が達成されているのかどうかというのをお願いします。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 現在、救急救命士の配置状況ですけれども、救命士は51名、広域管内でございます。ただ、その中で、私も含めましてですけれども、こういう普段救急車に乗らない者もおります。そういう者を含めまして、今配置しているのは、救急車が11台ございます。広域管内。必ずその当番中に、1台に1名は乗車できるように、そういうような配置をしております。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） お願いというか、というのは、実は岩泉町のように医師が不足している場合、救急車で運ばれても、ところが転送する場合に医者か看護師が付きなさいと、こうなってくる。そうすると、医者も看護師もつけないと。そうすると自家用車で

行かなきゃないというふうなことになるって、とても生命に危険があるような搬送もせざるを得ないときがあるわけですが、そのときに、ここにこのような救急救命研修をして、1台に1名だけでも、休む、もしくは消防署としても、その人は次の救急搬送に使いたいために残しておきたいとなると、どうしても、救急車はあるんだけども転送ができないというふうなこともあるものですから、何とかこの人員の確保を、もう少し研修を重ねながら、確保を上げてもらいたいというふうなことを、気持ちがあるんですが、そういうお考えはございませんか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 救命士の養成につきましては、国でやっている東京救急救命研修所に年間2人ほど派遣をしております。これは国からの、岩手県への割り当てもありますし、その岩手県の中でも、当消防本部の割り当てもあるということで、希望はしていきますけれども、今のところ、確実なのは年間2名の養成ということでございます。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 内館議員。

○2番（内館勝則君） 私からは1点ほど質問させていただきます。

12ページから13ページ、2款総務費、1目の一般管理費の部分に入るかと思いますが、私は前にこの定例会で広聴広報の役割について述べさせていただきました。いろいろ、先ほど来いろいろ各議員さんからもご意見がある中で、今までの広域行政組合、今までやってきたこと、それから、先ほど負の財産の話もございましたが、さまざまな広域行政組合を取り巻く問題があるかと思えます。したがって、構成市町村の住民の負担ということも伴ってまいります。そういった意味で、広報広聴の果たす役割が大きいというふうに思うわけですが、今年度の予算で、その部分がどのような形で反映されているのか、まずそれについてお伺いします。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 確か10月の定例会で、内館議員のほうから広聴広報のお話もございました。この予算書のほうの数字では表れていない分があるんですけども、需用費の印刷製本費を、昨年より53万円ほど多くしております。その中で、行政組合の広報を今回各市町村の広報配布をお願いをしながら、一度つくってみようということで、行政組合の事業内容とか、こういう本会議でどのような話がなされたのか、そういった部分も含めて、26年度に発行したいというふうに考えて、印刷製本費のほうで増やしております。

○議長（茂市敏之君） 内館議員。

○2番（内館勝則君） わかりました。いずれ、この広聴広報については初めての試みで実施するというので、期待をするわけですが、これから、今まで、例えばデジタル無線とか、そういった部分もこの広域に配置があったよということでもあります。また、これから、今日も全協の中でも議論をされましたけれども、長寿命化の問題、これから新たに構成市町村の住民の負担が伴うものが生じてまいります。そういった部分は、やはり適宜、その時々スピーディーに情報提供を住民の側にする役割も、私は必要だと思いますので、ぜひその部分も強化していただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計予算は原案どおり可決されました。

## 議案第2号

平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,852,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年3月20日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算

歳入				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款		項	金額	
1	分担金及び負担金		2,728,301	
		1 負担金	2,728,301	
2	使用料及び手数料		47,009	
		1 使用料	490	
		2 手数料	46,519	
3	国庫支出金		48,717	
		1 国庫補助金	48,717	
4	県支出金		6,742	
		1 県負担金	6,741	
		2 県補助金	1	
5	財産収入		361	
		1 財産運用収入	360	
		2 財産売払収入	1	
6	繰越金		1	
		1 繰越金	1	
7	諸収入		14,452	
		1 組合預金利子	50	
		2 雑入	14,402	
8	組合債		6,701	
		1 組合債	6,701	
** 歳入合計 **			2,852,284	

歳出				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款		項	金額	
1	議会費		1,766	
		1 議会費	1,766	
2	総務費		81,618	
		1 総務管理費	81,270	
		2 監査委員費	348	
3	衛生費		1,033,736	
		1 保健衛生費	9	
		2 清掃費	1,033,727	
4	消防費		1,651,835	
		1 消防費	1,651,835	
5	災害復旧費		2	
		1 厚生労働施設災害復旧費	1	
		2 その他公共・公用施設災害復旧費	1	
6	公債費		81,327	
		1 公債費	81,327	
7	予備費		2,000	
		1 予備費	2,000	
** 歳出合計 **			2,852,284	

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設 整備事業	千円 1	普通貸借 又は 証券発行	%以内 3.0	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定する ところによる。 ただし、組合財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は低利 に借り換えることができる。
消防施設整備 事業	千円 6,700	普通貸借 又は 証券発行	%以内 3.0	
計	千円 6,701			

◎議案第3号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第5号）

○議長（茂市敏之君） 日程第6、議案第3号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案第3号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたしますので、議案集の3-1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,237万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億621万5,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費を設定するものです。

第3条は、地方債の補正で、事業費の確定に伴い補正するものです。

平成26年3月20日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

今回の補正は、事業費の確定等に伴い、減額の補正をするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、3-6、3-7ページをお開き願います。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費は、13節委託料、27節公課費の合計19万6,000円を減額するものです。

3目埋立処分地施設費は、12節役務費から18節備品購入費までの合計376万7,000円を減額するものです。

6目リサイクル施設費は、18節備品購入費73万3,000円を減額するものです。

なお、特定財源として、清掃運搬施設等整備事業債50万円を減額するものです。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費、13節委託料は66万5,000円の減額でございます。

2目消防施設費は、13節委託料から18節備品購入費までの合計701万1,000円の減額です。

なお、特定財源として、消防指導車、消防ポンプ自動車購入費の確定により、消防施設整備事業債220万円を減額いたします。

次に、歳入をご説明いたしますので、3-4、3-5ページにお戻り願います。

なお、歳出でご説明したものについては、説明を省略いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金、2節衛生419万6,000円の減額、3節消防547万6,000円の減額は、ただいまご説明いたしました歳出及び次の地方債の減額を調整の上、補正するものでございます。

なお、構成市町村ごとの内訳は記載のとおりでございます。

8款組合債、1項組合債、1目衛生債、1節清掃運搬施設等50万円の減額、2目消防債、1節消防施設220万円の減額につきましては、歳出でご説明いたしましたので省略いたします。

3-3ページをお開きください。

第2表繰越明許費、3款衛生費、2項清掃費、最終処分場ガス抜き管設置は、現在使用している最終処分場の一部区画の埋め立て完了を待って施工しようとしたものですが、県が設置した仮設焼却炉の稼働が当初の完了見込み時期を超過したことにより、本工事の年度内の完了が困難となり、予算を繰り越すものでございます。

第3表地方債補正は、今回の補正に伴い、限度額を変更するものでございます。

3-8ページには、参考として繰越調書を、3-9ページには地方債の前前年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 1点ちょっと確認といえますか、教えていただきたいんですが、3-6、3-7、3款2項3目埋立処分地の施設費、18節の備品購入費、6目のリサイクル施設費の18節備品購入費、ホイールローダーということで、大きさが違うんだろなというふうには思いますが、款はこれまたまた3款ということで同じなんですが、目で3、6ということで分けになっていますが、これは1台ずつの入札でしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） そうでございます。埋立処分地につきましては、大きさがバケットで3立米のものでございます。リサイクルセンターにつきましては、バケットの大きさが0.3立米ということで、違いがわかっているかと思えます。

ちなみに、最終処分場の埋立処分地のホイールローダーにつきましては、予算額が1,680万円でございます。それに対しまして、購入価格が1,333万5,000円でございます。したがって、この減額ということになります。リサイクルセンターにつきましては、予算額が571万円に対しまして、購入価格が497万7,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 大きさが違うのはそうだなというふうに思っていたんですが、目をまたいで、款は同じなんですが、まず1点は、これ、2台を一括して入札ができないのかということですね。それで、1台ずつですかというふうにお尋ねしたんですが。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これにつきましては、指名業者につきましては、最終処分場、埋立処分地のほうにつきましては3社、あと、リサイクルセンターにつきましては4社ということで、市内の業者を指名してございます。どうしても大きいのが取り扱っていないという業者が1社ございましたので、同じ日に入札は行っている状況でございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 地元というか、大きいのは扱っていない業者がいるという配慮も

あったと思うんですけども、基本的には、普通の感覚でいきますと、1台よりは2台、2台よりは3台というまとめ方をしますと、トータル的には安くなるのではないかとということもありますし、手続等も簡素にするということもありますが、その辺はできるのかできないのかですね。まず確認をしたいと思います。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 手法としてはできます。ただし、今言ったとおり、大きさが違うとか、あるいは今回たまたま同じ時期に入札したんですけども、今までのを長くできるだけ使うときに時期がずれるとか、そういった問題は、これとは別にまた出てくると思うんですけども。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 入札時期についても、課題はあるとは思いますが、さっき言いましたように、極力コストを下げる努力をする、普通にですよ。無理にという意味じゃなくて、まとめることによって、普通に考えて安くなるのではないかとということですから、1カ月ずれる、2カ月ずれるということがあっても、私はそこは調整しながらできるのであれば、これはたまたま款が同じなんですけど、款をまたいでも、場合によってはそういった入札をすべきではないのかなというふうに思いますが、トータル的な部分で、管理者は。

○議長（茂市敏之君） 山口副管理者。

○副管理者（山口公正君） 今、松本議員がお話ししたとおり、私もやはり、これからはできるだけコストを下げるという意味からも、合併入札というのをやはり検討していくべきであろうと、このように思っております。ですから、今回のこのホイールローダーに限らず、いろいろこれから広域行政組合でもあるわけですよ。その辺で、今後検討させてまいります。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第5号）は原案どおり可決されました。

議案第3号

平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第5号)

平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,372千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,206,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年3月20日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計		(単位・千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 分担金及び負担金		2,711,752	△9,672	2,702,080	
	1 負担金	2,711,752	△9,672	2,702,080	
8 組合債		36,300	△2,700	33,600	
	1 組合債	36,300	△2,700	33,600	
補正されなかった款項にかかる額		470,535		470,535	
** 歳入合計 **		3,218,587	△12,372	3,206,215	

2 歳出

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計		(単位・千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 衛生費		1,151,275	△4,696	1,146,579	
	2 清掃費	1,151,266	△4,696	1,146,570	
4 消防費		1,773,067	△7,676	1,765,391	
	1 消防費	1,773,067	△7,676	1,765,391	
補正されなかった款項にかかる額		294,245		294,245	
** 歳出合計 **		3,218,587	△12,372	3,206,215	

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 衛生費	2 清掃費	最終処分場ガス抜き管設置	千円 8,500
合 計			8,500

第3表 地方債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
清掃運搬施設等整備事業	4,200	△500	3,700	普通貸借 又は 証券発行	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
消防施設整備事業	32,100	△2,200	29,900	〃		
計	36,300	△2,700	33,600			

◎議案第4号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びに  
その他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第7、議案第4号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員  
報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案第4号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及  
び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例についてご説明いたしますので、議案集の4-1ページをお開き願います。

表の右側をごらんください。

本条例の改正前の別表第2では、その他特別職として監査委員、委員長、委員等、嘱  
託医の4つの区分を設け、それぞれ報酬の額を規定しておりました。このうち、委員長、  
委員等については明確な定義がなかったことから、表の左側のとおり、委員長、委員等  
については、法令または条例に基づき設置された委員会等と区分するとともに、専門的  
知識を必要とする行政需要などに対応するため、上記以外の特別職の職員の区分を設け、  
報酬の額として、予算の範囲内で日額、月額又は年額として管理者が定める額と規定す  
るものでございます。

附則として、この条例案は平成26年4月1日から施行をするものでございます。

条例案の朗読は省略いたします。

平成26年3月20日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、法令又は条例に基づき設置される委員会等の委員等報酬と、それ以外により設  
置される委員会等の委員等報酬を区分することを定めるものである。これが、この条例  
案を提出する理由である。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第5号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第8、議案第5号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 議案集の5-1ページをお開き願います。

議案第5号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

この提案の趣旨でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成26年1月29日に公布され、それに伴いまして、宮古地区広域行政組合手数料条例について所要の改正をするものでございます。

別表中、14、消防法に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所に関する事務の項中、金額を改めるものであります。改正する表については、以下に示すとおりであり、設置の許可に係る改正前と改正後についてが、5-1ページと5-2ページに示してございます。

5-1ページの最初に示している部分が製造所の分でございます。

その次、5-1ページの中ほどから5-2ページの上にかけて示しているのが、特定屋外タンク貯蔵所の分でございます。次に示している2カ所分の改正が、浮き屋根式と浮き蓋付の特定屋外タンク貯蔵所の分でございます。

5-2ページの下部分は、一般取扱所の改正について示しております。

次に、5-3ページにまいりまして、上から中ほどまでに示しているのが完成検査前検査の改正前と改正後で、2カ所の改正となっております。

5-3ページの中ほどから5-4ページは、保安検査についての改正前と改正後について示しております。

施行日は平成26年4月1日とするものでございます。

なお、議案の朗読は省略させていただきます。

平成26年3月20日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

提案理由であります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして所要の改正を行うものである。これが条例案を提出する理由であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより、議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(茂市敏之君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(茂市敏之君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

---

◎議案第6号 宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例

○議長(茂市敏之君) 日程第9、議案第6号 宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長(野沢浩二君) 議案集の6-1ページをお開き願います。

議案第6号 宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例についてご説明をいたします。

この提案の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月14日に公布され、消防組織法第15条が改正されました。この改正により、消防長及び消防署長の任命資格は、政令で定める基準を参酌して市町村が条例で定めることとされ、平成25年9月6日に条例の参酌基準となる新しい市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が公布され、それに伴いまして、宮古地区広域行政組合において条例を制定するものでございます。

それでは、条例案の内容についてご説明をいたします。

第1条は、この条例の趣旨を定めたもので、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとするものでございます。

第2条は、消防長の資格を定めたもので、第1号では、宮古地区広域行政組合消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部の課長の職、その他これと同等以上と認められる職に1年以上あったものであることとするものでございます。

第2号では、宮古地区広域行政組合規約(昭和48年岩手県指令地第110号)第2条に規定する市町村(以下「市町村」という。)の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職、その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであることとするものでございます。

第3条は、消防署長の資格を定めたもので、消防署長の資格は、宮古地区広域行政組合消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものとしてござい

ます。

平成26年3月20日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

提案理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の制定による消防組織法（昭和22年法律第226号）の改正により、消防長及び消防署長の資格を条例で定めようとするものでございます。これが条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより、議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例は原案どおり可決されました。

---

#### ◎発議案第1号 宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定について

○議長（茂市敏之君） 日程第10、発議案第1号 宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内館議員。

○2番（内館勝則君） 発議案第1号 宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定について、提案理由を説明いたします。

本件につきましては、議員全員協議会であらかじめ協議しておりますので、概略を説明し、提案しようと思っております。ご了承を願います。

本案は、管理者の専決処分事項の指定（昭和51年3月24日議決）の全部を改正し、地方自治法第180条の規定により、議会の委任事項を別紙のとおり定め、管理者の専決事項として指定するものです。

以上、概略を申し上げまして、提案理由といたします。

平成26年3月20日、提出者、宮古地区広域行政組合議会議員、内館勝則。

賛成者、同じく黒沢一成、同じく畠山直人。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（茂市敏之君） 本案は質疑、討論を省略し、直ちにお諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(茂市敏之君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定については原案どおり可決されました。

---

◎委員会の閉会中の継続審査の申出について

○議長(茂市敏之君) 日程第11、委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、現在委員会において審査中の事件について、会議規則第43条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(茂市敏之君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

◎閉 会

○議長(茂市敏之君) これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成26年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時47分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 茂市 敏之

署 名 議 員 工藤 小百合

署 名 議 員 野館 泰喜